

制定 平成 24 年 3 月 15 日

改定 令和 元年 7 月 9 日

公益社団法人日本鑄造工学会 鑄造設備研究部会 会則

- 第 一 条 当研究部会は、公益社団法人日本鑄造工学会 鑄造設備研究部会と称する。
- 第 二 条 当研究部会の事務局は、神奈川県相模原市中央区淵野辺 5 丁目 10-1 青山学院大学 相模原キャンパス 理工学部 機械創造工学科 知技能ロボティクス研究室内に置く。
- 第 三 条 研究部会員は、日本鑄造工学会の正会員もしくは維持会員であり、この研究部会の趣旨に賛同して入会の旨を申し出、研究部会にて承認を得た個人および事業を賛助するために入会の旨を申し出、研究部会にて承認を得た法人とする。
- 第 四 条 研究部会は、部会員の相互の交流を進め、鑄造設備に関する学問及び技術の向上、普及を図り、鑄物工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。
- (1) 講演会、見学会等の開催
- (2) 原則として、年 3 回の講演会と年 1 回の見学会を行う
- (3) その他適当と認められる作業部会および事業
- 第 五 条 研究部会に次の役員を置く。
- 研究部会長 1 名、会計幹事 1 名、庶務幹事 若干名
- 第 六 条 研究部会長は、研究部会員の中から研究部会員の互選により定める。
- 第 七 条 会計幹事および庶務幹事は、研究部会員の中から研究部会長が指名する。
- 第 八 条 役員任期は 3 年とする。ただし、幹事の再任は妨げない。
- 第 九 条 研究部会長は研究部会を代表して、会務を総理する。研究部会長に支障のある時は幹事、または研究部会長の指名した研究部会員がこれを代行する。
- 第 十 条 会計幹事は、会計業務及び財産を毎年度始めに開催される定例会で報告し、研究部会員の承認を得る。
- 第 十一 条 幹事は、研究部会長の意を受けて研究部会の業務を企画し、運営に参加する。
- 第 十二 条 研究部会事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終る。
- 第 十三 条 研究部会の議決は出席会員（委任状を含む）の過半数による。
- 第 十四 条 研究部会の決議並びに各年度の事業及び予算・決算は、公益社団法人日本鑄造工学会会長に報告する。
- 第 十五 条 研究部会の経費は、公益社団法人日本鑄造工学会の補助金、寄付金及びその他により支弁する。
- 第 十六 条 本規則の改正は、研究部会で出席会員（委任状を含む）の過半数の同意を得なければならない。
- 第 十七 条 本会の設立年月日は 1961 年 11 月 24 日とする。